別紙様式2（第13条関係）

公　　　　　示

　　　北見工業大学学則第６３条（北見工業大学大学院規程第２９条）及び北見工業大学学生の

懲戒等に関する規程に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

１　懲戒処分となった学生の所属等

所 属 ：

入学年度：

２　処分内容

（退学の場合）

退 学

（停学の場合）

停 学（有期停学の場合は期間を明記）

平成 年 月 日～平成 年 月 日

（訓告の場合）

訓 告

３　処分理由

平成 年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北見工業大学長

　　　　　　　○　○　○　○